

保安規定 コメントリスト(参考)

施設名	該当箇所	コメント
原科研	JRR-2 別表第4	本文において、別表第4のうち、工務第2課長→廃止措置課長、放射線管理第1課長→廃止措置課長への通知はどこに記載されているか。(漏れていないか。)
大洗南	第1編 総則 第1条の2 第3項	使用前事業者検査の確認を受けるまで原子炉の運転を行わないとしており、これは新規制基準適合性確認が終わる前は運転しない(検査を除く)ことを示すものであると思うが、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」(H25.11.6、H30.12.12改正)及び三条改正を勘案すると記載の内容が十分ではないため、整理すること。
	第3条(3)	「部長」とするより、「部長等」、「部室長」等の定義が適切ではないか。
	第3条(26)	原子炉施設(設備・機器)としているが、建物、構築物も含まれることについて留意すること。
	第13条3.	第3条(3)と同じく、「課長」ではなく「課室長」等の定義がよいのではないか。 なお、原子力施設検査室長は、「課長」、「部長」の両方で読めることとなるが、問題はないのか。
	8.2.4(1)	8.2.4における部長、課長には、原子力施設検査室長は含まれるのか。整理すること。
	第33条(2)ロ	対象が長期施設管理方針であるため、「評価および計画」の再評価ではなく、「評価および方針」ではないか。
DCA	第91条の2 第2項	使用者事業者前検査は、設置変更許可、設工認を伴うものであることから、常陽の記載(第142条の2第2項)を参考とした記載としてはどうか。